

○総務省告示第百十四号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第六条の二第一項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第五百三号（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の総務大臣が定める金額は、次の表の上欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。		非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の総務大臣が定める金額は、次の表の上欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。	
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分
常時介護を要する状態	「一 略」	「略」	「同上」
随時介護を要する状態	二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合） あつては、当該介護に要する費用として支出された額が八万五千四百九十円以下であるときに限る。）	月額八万五千四百九十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）	「同上」
	「一 略」	「略」	
二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合） あつては、当該介護に要する費用として支出された額が四万二千七百円以下であるときに限る。）		月額四万二千七百円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）	「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の規定は、令和七年四月一日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。